

## 第3章 計画の基本的な方向

### 第1節 高齢者施策の基本理念

本市の人口の40%以上が高齢者となっています。一方、平成29年度をピークに高齢者の減少が始まり、人口全体は縮小し始めています。また、地域を支える若い世代の減少傾向は今後も続くと考えられます。人口動向の変化としては、多くの市町村に先んじた推移をみせています。

その一方で、要介護認定者数は増加傾向が続き、高齢者に占める割合（要介護認定率）の上昇も続いています。

今後は、高齢者が自身の健康や生活を維持・改善し、介護の必要がない生活を続け、地域の高齢者同士で支え合う意識づくりが重要となります。時代とともに、高齢者の意識や生活スタイルの多様化は進むと考えられますが、生活の維持・自立、健康保持のため、介護予防、認知症予防に努めることに共通の意識を持って取り組んでいくことが必要です。

また、人口減少・少子高齢化や核家族化の進行、近隣関係の希薄化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により様々な地域活動が自粛され、外出が制限されたことで、地域とのつながりが失われてきました。こうしたつながりを再生し、社会的に孤立することのない、お互いに思いやり支え合っていく地域づくりを、高齢者自身が支え手となって推進していくことの重要性がますます高まっています。

このようなことから、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

**支え合う地域の絆、地域の輪 ～地域共生社会の実現に向けて～**

## 第2節 施策の体系

---

### 第1章 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 第1節 包括的支援体制の強化
- 第2節 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- 第3節 任意事業の充実

### 第2章 保健・福祉サービスの充実

- 第1節 保健サービスの充実
- 第2節 福祉サービスの充実

### 第3章 社会参加と生きがいづくり

- 第1節 高齢者の生涯学習・スポーツ活動
- 第2節 高齢者の就業等の支援
- 第3節 社会活動への参加

### 第4章 安全・安心の確保

- 第1節 安心して暮らせる生活環境の整備
- 第2節 防犯・交通安全対策
- 第3節 防災対策

### 第5章 介護保険サービスの充実と円滑な運営

- 第1節 サービス提供基盤の確保
- 第2節 介護保険制度の円滑な運営
- 第3節 介護保険料の設定

### 第3節 重点目標

---

基本理念の実現に向け、特に重点的に取り組むべき目標を以下の3つに設定します。

- 重点目標1 地域包括ケアシステムの深化と推進（45 ページ～）
- 重点目標2 社会参加と生きがいづくり（70 ページ～）
- 重点目標3 介護保険サービスの充実と円滑な運営（81 ページ～）

### 第4節 成果指標

---

本計画の推進による成果を検証するため目標を以下のとおり設定します。

指 標		現状値	目標値
1	介護予防教室・講座に参加している高齢者の割合の増加	9.8% (R4)	増加
2	地域での健康づくりや趣味等のグループ活動に参加している高齢者の増加	5.0% (R4)	増加
3	介護サービス利用者のうち、在宅サービスと施設・居住系サービスの利用者の割合	在宅サービス	27.3% (R4) 増加
		施設・居住系サービス	72.7% (R4) 減少
4	認定率（調整済認定率）	16.4% (R3)	低下
5	新規要支援・要介護認定者の平均年齢	82.7歳 (R4)	上昇

## 第5節 日常生活圏域の設定

### (1) 日常生活圏域の基本的な考え方

日常生活圏域の設定方法は、地理的条件、人口規模、交通事情、介護保険施設の整備状況等の諸条件を勘案して決定します。

また、設定された圏域は、地域における総合相談の実施、介護予防の推進、包括的・継続的マネジメントの支援を担う中核機関である「地域包括支援センター」を中心に、高齢者が住み慣れた地域で生活を持続することができるよう、支援活動を行う範囲となります。

### (2) 日常生活圏域の設定

本市では、中心市街地を中心とした生活圏域が成立しており、市内全域で大きな生活環境の差がないことから、日常生活圏域は1圏域として設定します。

ただし、後期高齢者人口の増加や課題の複雑化・複合化から地域包括支援センターの業務負担も増大しているため、地域包括支援センターの体制強化（増設）と合わせた日常生活圏域の設定を検討します。

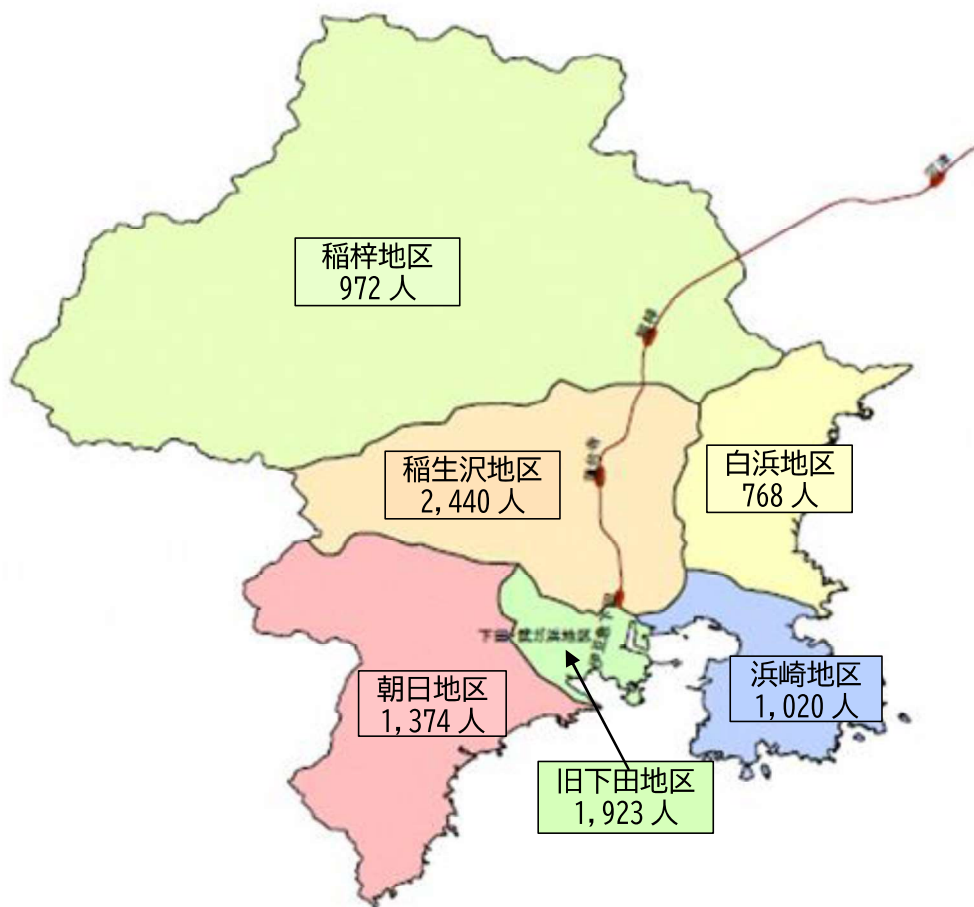


図 地区別高齢者数（65歳以上・令和5年9月30日時点）

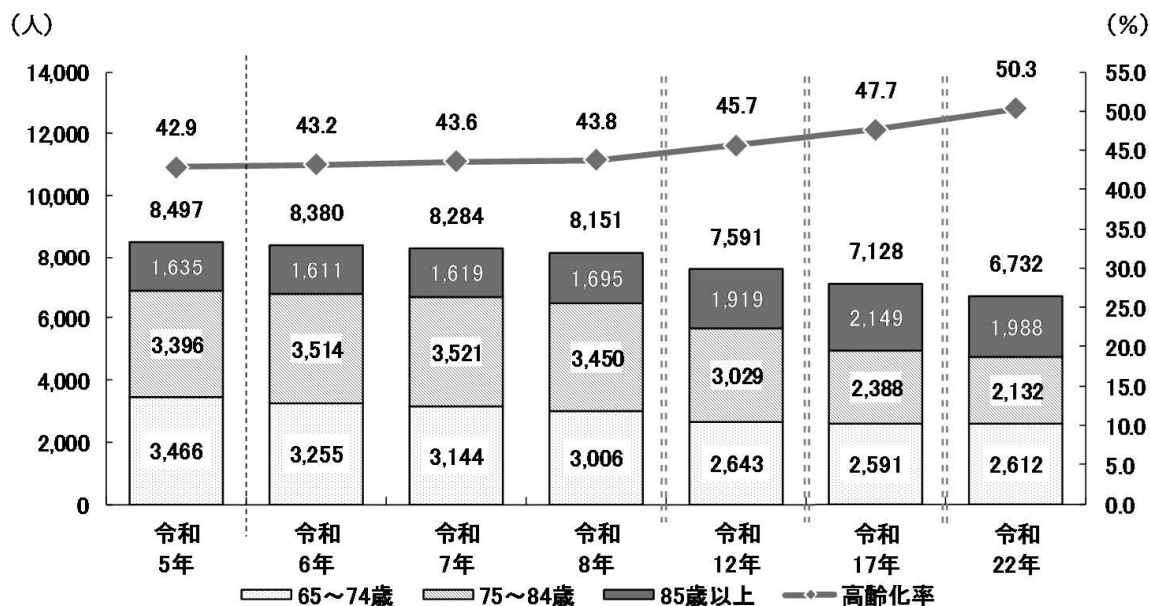
## 第5節 将来推計

### (1) 高齢者人口

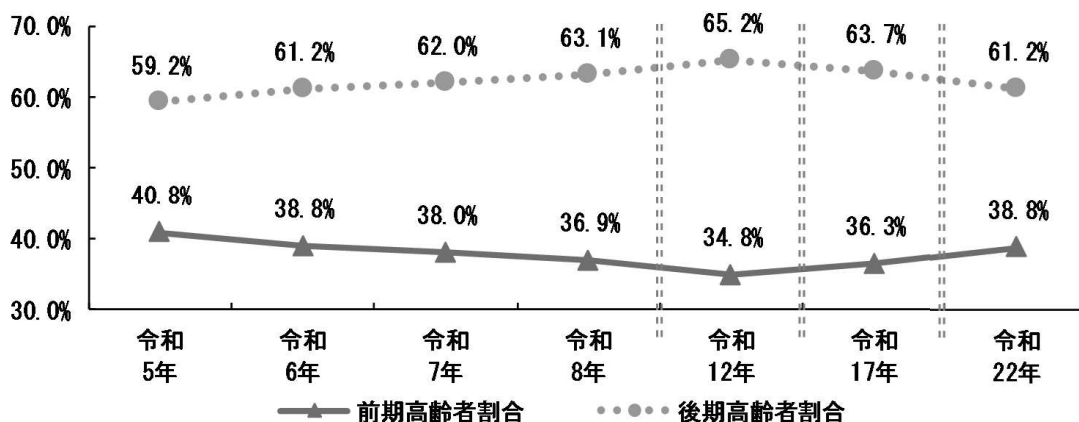
計画期間及び中長期的な将来人口推計によると、本市の高齢者数は減少傾向が続きますが、高齢化率は上昇し、計画最終年度の令和8年の高齢者数は8,151人、高齢化率は43.8%になると推計されます。その後も高齢者数の減少と高齢化率の上昇は続き、令和22年には高齢化率が50%を超えると予想されます。

年齢区分別にみると、後期高齢者は今後も増加していくと推計されます。後期高齢者のうち、75～84歳は令和7年をピークに減少に転じますが、85歳以上は団塊の世代が85歳以上となる令和17年まで増加傾向が続くと推計されます。

#### ■高齢者人口の推計



#### ■年齢区分別高齢者人口割合の推計



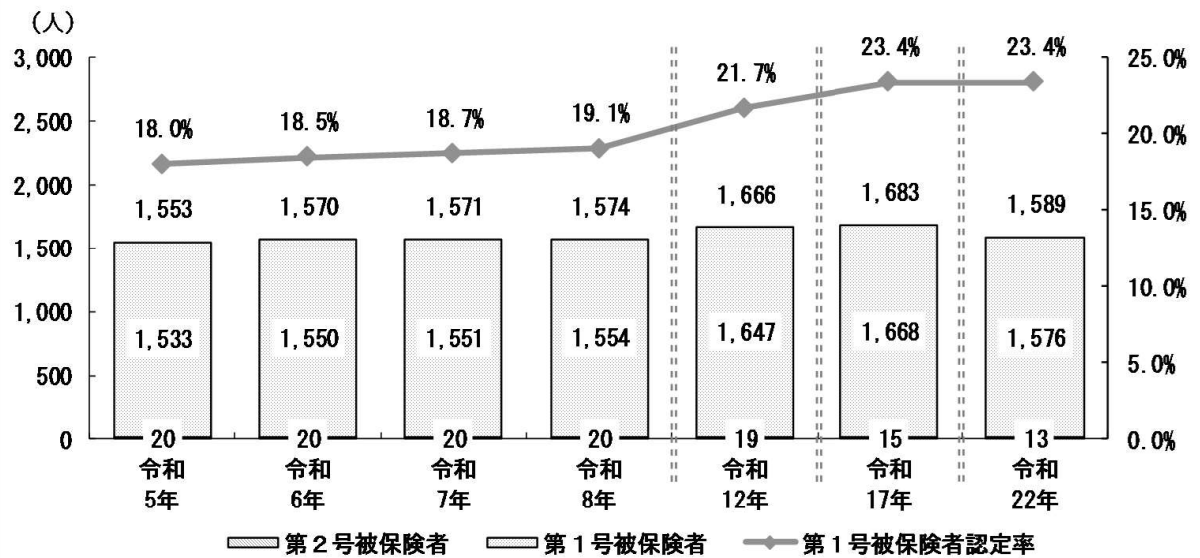
出典：令和8年まで：住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法による推計

令和12年以降：国立社会保障・人口問題研究所による推計（令和5年12月発表）

## (2) 要支援・要介護認定者数の推計

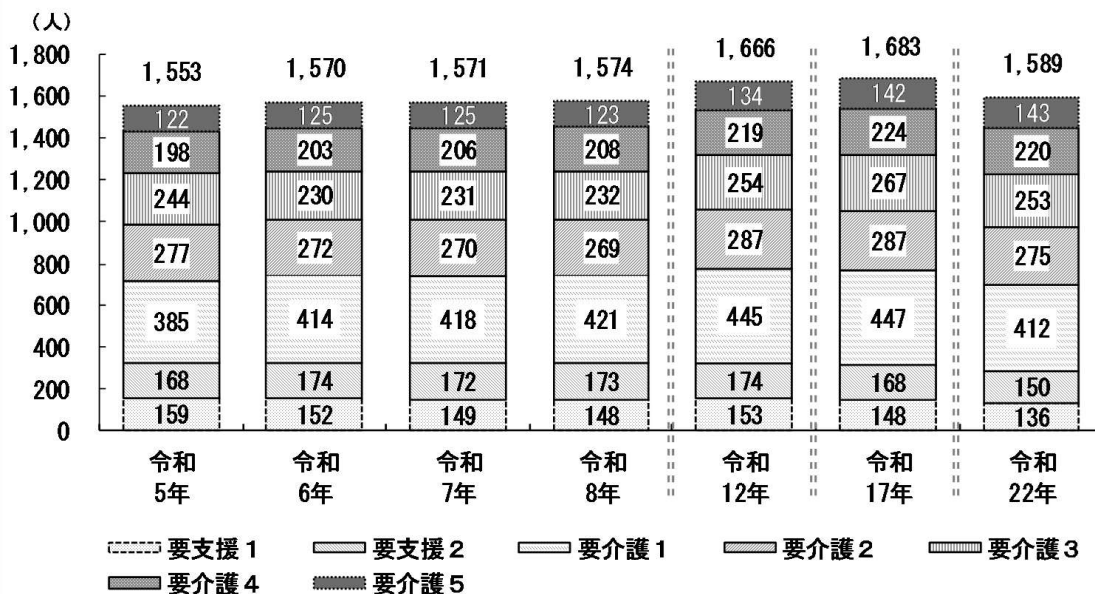
高齢者全体の人口は減少していますが、認定率の高い後期高齢者、特に85歳以上人口の増加に伴い認定率が上昇し、団塊の世代が85歳以上となる令和17年度までは認定者数は増加していくものと推計されます。令和22年度は、団塊ジュニア世代が高齢者となりますが、後期高齢者数の減少に伴って認定者数は減少すると推計されます。

### ■要支援・要介護認定者数及び認定率の推計



出典：地域包括ケア「見える化」システムによる推計

### ■要介護度別認定者数の推計



※第2号被保険者における認定者を含む

出典：地域包括ケア「見える化」システムによる推計